

## 資料1

# 提出書類作成要領

## ア 指定管理者指定申請書

名称は、法人であれば法人の種別（株式会社、有限会社等）も略さず記載してください。

## イ 事業計画書

- (1) A4 版タテ片面で作成してください。
- (2) 文字サイズは 11 ポイントを使用してください。図表を用いる場合は、11 ポイントにこだわらず、判読できる大きさとしてください。なお、社名やロゴなど、申請者が特定できるものは使用しないでください。
- (3) その他必要な事項の記載を求めることがあります。
- (4) 作成する項目は以下のとおりとし、別紙にて作成してください。各項目について 5 枚以内とします。
  - ① 丸亀市市民交流活動センター管理運営計画による施設の目的についての認識、考え方
  - ② 運営理念
    - ・施設を使用しようとする者の公平な使用の確保の考え方も含めて記載してください。
  - ③ 運営方針及び活動の振興方策
  - ④ 円滑な施設運営についての考え方（質の高い利用者サービスを確保しつつ、円滑な運営を行うための提案等）
  - ⑤ 利用者からの要望、意見（苦情を含む）の集約方法、実施方法及び体制
    - ・開館日、開館時間についての考え方、利用者に対するサービスの向上が図れる運用法について方策があれば記載してください。
  - ⑥ 運営に当たっての提案等  
以下の項目については必ず記載してください。
    - ・各スペースにおける事業計画
      - ※できるだけ具体的な説明を期待します。
    - ・施設利用、地域活性化に資する企画やイベントの提案
    - ・市民活動支援及び地域連携に関する提案
      - ※できるだけ具体的な説明を期待します。
    - ・センター内カフェ運営に関する提案
      - ※現在持っているノウハウや業務実績などをどのように活かしていくかを含めて記載してください。
  - ⑦ 目標来館者数 70 万人を維持するための提案
    - ※目標の設定にあたっては必ず数値目標を設定し、設定の根拠等を文章で説明してください。また、実現するための具体的提案をお願いいたします。
  - ⑧ 施設を中心とした周辺地域活動支援方策
    - ・施設の立地環境等を考慮した、周辺地域との連携支援等について記載してください。

⑨ 委託予定業務（再委託を予定している業務内容、委託する理由、選定方法、受注者への指導体制）

⑩ 指定管理業務を実施するに当たり必要な準備業務に係る実施計画

⑪ 地域の特徴を生かした提案

⑫ 職員採用、配置の考え方

どのような経歴、能力を持つ者を配置するのか、確保の方策、常勤・非常勤の別について記載し、次に掲げる書類を添付してください。特に、市民活動や協働に関する経歴や能力がある場合は具体的に記載してください。

・指揮、命令系統を示した組織図（配置職員数と業務内容もわかるようにすること。）

・平日、土曜日、日曜日及び休日の職員配置を示す書類

・災害時の市との連携体制を示す書類（緊急時（防災、防犯、その他）の対応について記載すること。）

・職員の異動や退職があっても、継続性と安全性（バックアップ体制や引き継ぎ体制）をどのように担保するかを示してください。

・地元採用等地域の人材育成に配慮してください。

※ その他必要な書類を求めることがあります。

⑬ 人材育成、研修計画

※ 指定管理者の候補者の選定に当たり、PR 事項があれば具体的に記載すること。

## ウ 収支予算書

(1) 指定管理者は、施設の維持・管理・運営経費を算出し、年度ごとに明記してください。

(2) 指定管理料は、指定管理者が人件費を含めた施設の維持管理運営を行うために必要な支出額から貸館収入の額を差し引いた額（民間事業分は除く）を指します。

(3) 法人格のない団体であっても指定管理者となることで、法人税等の納税義務者となる場合があります。

(4) 委託予定業務がある場合は、項目と金額を明記してください。

(5) 運営経費の実現性、削減性等については、質問することがあります。

## エ スライド対象経費計算書

丸亀市指定管理者制度における指定管理料スライド制度運用の手引きを参考に記載してください。

## オ 申立書

欠格条項を確認のうえ提出してください。

## カ 定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類

申請日現在のものを提出してください。

## キ 法人登記事項証明書

法人であれば法人代表者として登録されたもの、法人でない団体であればその代表者のもので、申請日前3箇月以内に交付されたものを提出してください。

## ク 法人又は団体の概要を示す書類

- (1) 沿革・実績を示す書類（パンフレット等）
- (2) 代表者の履歴書と役員構成及び氏名を証する書類
- (3) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - ① 就業規則、経理規程、給与規程その他法人の諸規程類
  - ② 情報公開、個人情報保護に関して
    - ・情報公開、個人情報保護に関する規程の写し又は基本的考え方と規程を作成する予定年月
    - ・取組実績（苦情解決等）
  - ③ サービス自己評価等への取組状況又は考え方を示す書類
  - ④ 防災体制、施設内事故が発生した場合の対応方法等危機管理に対する考え方を示す書類
- (4) 決算関係書類又は決算見込みを説明する書類
  - ① 会計年度が半年を過ぎていない場合は、過去2年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書
  - ② 会計年度が既に半年を過ぎている場合は、前年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書
  - ③ 過去5年間で法令に基づく監査の結果及び指導事項等に対する対応状況等に関する書類があれば、その書類
- (5) 予算関係書類
  - ① 会計年度が半年を過ぎていない場合は、今年度に係る事業計画書、収支計画書
  - ② 会計年度が既に半年を過ぎている場合は、来年度に係る事業計画書、収支計画書

## ケ 最近1年間の法人（本店等所在地のもの）又は団体の国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことを証する書類並びにその代表者の国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことを証する書類

法人であれば法人代表者として登録されたもの、法人でない団体であればその代表者のもので、申請日前3ヶ月以内に交付されたものを提出してください。

※「滞納がないことを証する書類」には、納税証明書、滞納（未納）がないことの証明書、滞納処分を受けたことがない証明書などがあります。

## コ 印鑑証明書

法人であれば法人代表者として登録されたもの、法人でない団体であればその代表者のもので、申請日前3ヶ月以内に交付されたものを提出してください。

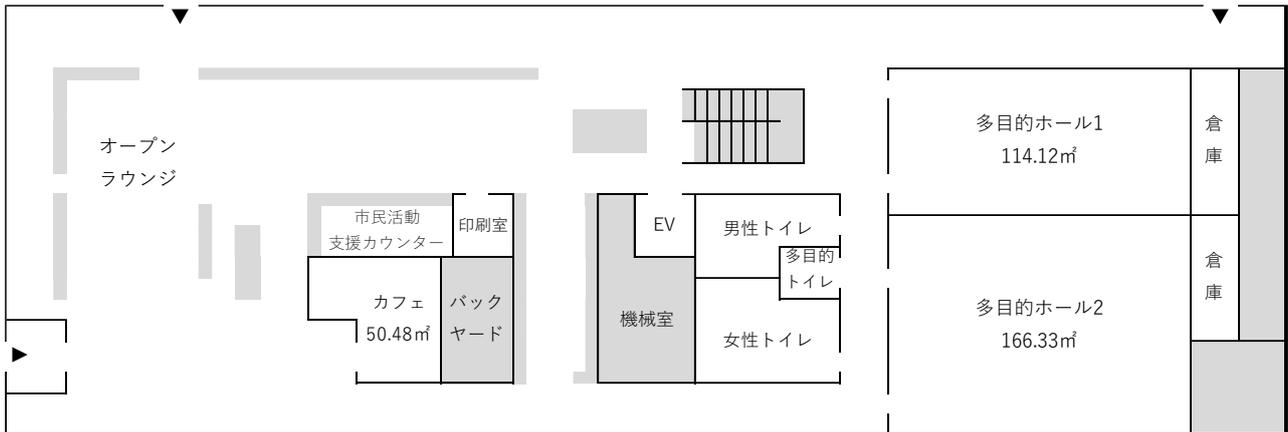
サ 共同企業体構成団体一覧(共同企業体で応募の場合…市指定の様式又はその要件を満たす書類)

- (1) 共同企業体として応募する場合は、ア～エ、コ、サの書類は共同企業体として、オ～ケについては全ての構成団体の書類を提出してください。
- (2) ア、エ、カ(共同企業体の場合はサも必要)の書類については、「募集要項 P22 (6) 質問にあたっての留意点」に関わる提出書類です。

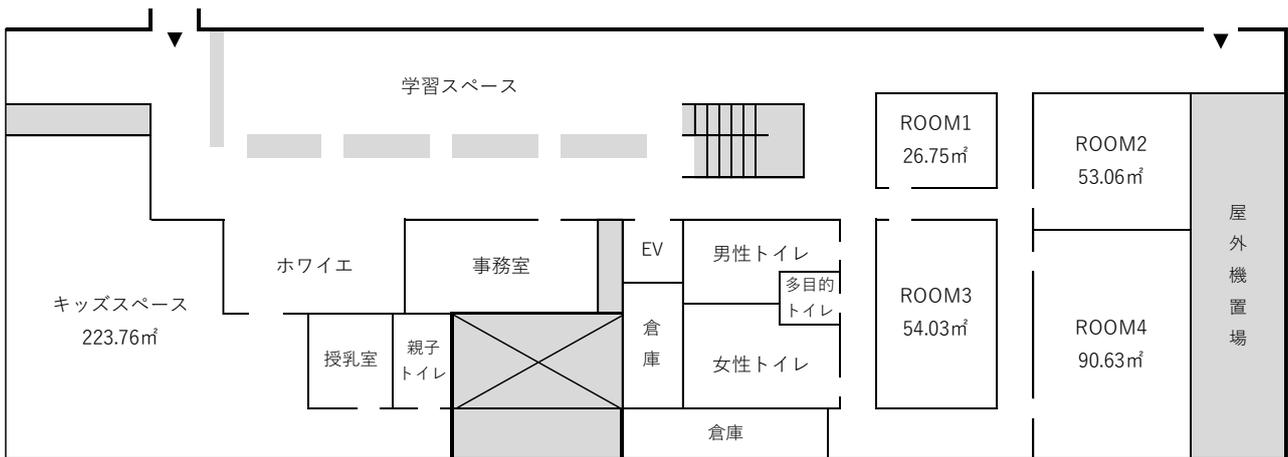
資料2

市民交流活動センター 平面図

1階



2階



## 資料3

## 市民交流活動センター 設備一覧

種別	概要	備考
電気設備関係	幹線設備	
	動力設備	
	電灯コンセント設備	
	電話設備	
	情報通信設備	サイネージ アクセスポイント
	放送設備	自動火災報知設備 非常放送設備 誘導等設備 非常照明設備
	防犯設備	防犯カメラ 防犯システム
機械設備関係	衛生器具設備	
	給水設備	
	空調設備	
	換気設備	
	消火設備	
	排水設備	
	給湯設備	
	雨水利用設備	

## 資料4

## 市民交流活動センター 備品一覧

■ 丸亀市市民交流活動センター（備品一覧）					
No.	階	設置場所	品名	数量	単位
1	1	オープンラウンジ	中央平台	1	台
2	1	オープンラウンジ	間仕切り什器	1	台
3	1	オープンラウンジ	テーブル 7種類	75	台
4	1	オープンラウンジ	椅子 11種類	170	脚
5	1	市民活動支援カウンター	Air レジスターターパック スター精密	1	台
6	1	市民活動支援カウンター	パソコンモニター	1	台
7	1	市民活動支援カウンター	空気清浄機 加湿機能付	1	台
8	1	市民活動支援カウンター	タブレット端末	4	台
9	1	市民活動支援カウンター	タブレット専用キーボード	1	台
10	1	市民活動支援カウンター	パソコン	1	台
11	1	市民活動支援カウンター	椅子 2種類	8	脚
12	1	印刷室	作業デスク	3	台
13	1	印刷室	作業椅子	2	脚
14	1	印刷室	紙折り機	1	台
15	1	印刷室	パソコン	1	台
16	1	印刷室	ラミネーター	1	台
17	1	多目的ホール	会議テーブル	72	台
18	1	多目的ホール	椅子	231	脚
19	1	多目的ホール	椅子専用台車	8	台
20	1	多目的ホール	サインスタンド	2	台
21	1	多目的ホール	ホワイトボード	2	台
22	1	多目的ホール	空気清浄機 加湿機能付	2	台

23	1	多目的ホール	壁掛け時計	2	台
24	1	多目的ホール	演者用テーブル	1	台
25	1	バックヤード	収納キャビネット	4	台
26	1	バックヤード	軽量棚 オープン型	1	連
27	1	バックヤード	作業デスク	3	台
28	1	バックヤード	ラックケース	1	台
29	1	バックヤード	CD プレイヤー	1	台
30	1	バックヤード	フルレンジスピーカー	4	台
31	1	バックヤード	UHF ワイヤレス	2	台
32	1	バックヤード	ダイナミックマイクロフォン	2	本
33	1	バックヤード	ブーム式マイクスタンド	4	台
34	1	バックヤード	パワードミキサー	1	台
35	1	バックヤード	スピーカースタンド	5	台
36	1	バックヤード	スピーカークーブル	2	本
37	1	バックヤード	スピーカーセット	1	式
38	1	バックヤード	ポータブル PA システム	1	台
39	1	バックヤード	ワイヤレスマイクセット	1	式
40	1	バックヤード	ワイヤレスシステム	1	式
41	1	バックヤード	ハンドマイク	1	本
42	1	バックヤード	マイクスタンド	2	台
43	1	バックヤード	パソコンモニター	2	台
44	1	バックヤード	パソコン	1	台
45	1	バックヤード	小型スピーカー	1	台
46	1	バックヤード	拡声器	1	台
47	1	バックヤード	ワイヤレスシーバー	1	台

48	1	バックヤード	WEB コミュニケーションスピーカー	2	台
49	1	バックヤード	WEB 会議カメラ	2	台
50	1	バックヤード	書面カメラ	2	台
51	1	バックヤード	照明用撮影キット 2M 三脚付	1	台
52	1	バックヤード	プロジェクター 3種類	5	台
53	1	バックヤード	スクリーン 3種類	5	台
54	1	バックヤード	ビデオカメラ	1	台
55	1	バックヤード	三脚	1	台
56	1	バックヤード	スマホ用ミニフォトプリンター	2	台
57	1	バックヤード	クロマキー	3	台
58	1	バックヤード	ステージ台、ステージ脚	10	式
59	1	バックヤード	テント 横幕舎	10	式
60	1	バックヤード	簡易型パネルステージ	1	台
61	1	バックヤード	横断幕 (室内向け)	1	枚
62	1	バックヤード	演者用ハイスツール、ハイテーブル	2	式
63	1	バックヤード	発電機	1	台
64	1	バックヤード	投光器	2	台
65	1	バックヤード	コードリール 2種類	5	台
66	1	バックヤード	脚立 3種類	6	台
67	1	バックヤード	人工芝	3	枚
68	1	バックヤード	イベント告知版	2	台
69	1	バックヤード	展示パネル	10	枚
70	1	バックヤード	ポスタースタンド	2	台
71	1	バックヤード	姿見	2	台
72	1	バックヤード	ホワイトボード	3	枚

73	1	バックヤード	折りたたみパーティション	3	枚
74	1	バックヤード	掃除機 2種類	5	台
75	1	バックヤード	コードレス掃除機用充電器	3	台
76	1	バックヤード	清掃用具入れ	1	台
77	1	バックヤード	バーコードリーダー (図書用)	3	台
78	1	バックヤード	サーモセンサー	3	台
79	1	バックヤード	デスクパーティション	44	台
80	1	バックヤード	イベント用大うちわ	2	台
81	1	バックヤード	台車 2種類	4	台
82	2	ROOM 1	会議机	1	台
83	2	ROOM 1	椅子	8	脚
84	2	ROOM 1	サインスタンド	1	台
85	2	ROOM 1	ホワイトボード	1	台
86	2	ROOM 1	空気清浄機 加湿機能付	1	台
87	2	ROOM 1	壁掛け時計	1	台
88	2	ROOM 1	WEB 会議用モニター	1	台
89	2	ROOM 1	TV モニター 49 インチ	1	台
90	2	ROOM 1	TV モニター台	1	台
91	2	ROOM 2	会議テーブル	8	台
92	2	ROOM 2	椅子	24	脚
93	2	ROOM 2	サインスタンド	1	台
94	2	ROOM 2	ホワイトボード	1	台
95	2	ROOM 2	空気清浄機 加湿機能付	1	台
96	2	ROOM 2	壁掛け時計	1	台
97	2	ROOM3	会議テーブル	8	台

98	2	ROOM3	椅子	24	脚
99	2	ROOM3	サインスタンド	1	台
100	2	ROOM3	ホワイトボード	1	台
101	2	ROOM3	空気清浄機 加湿機能付	1	台
102	2	ROOM3	壁掛け時計	1	台
103	2	ROOM 4	会議テーブル	14	台
104	2	ROOM 4	椅子	42	脚
105	2	ROOM 4	サインスタンド	1	台
106	2	ROOM 4	ホワイトボード	1	台
107	2	ROOM 4	空気清浄機 加湿機能付	1	台
108	2	ROOM 4	壁掛け時計	1	台
109	2	ROOM3、4	椅子専用台車	3	台
110	2	学習スペース	中央什器	4	台
111	2	学習スペース	新聞閲覧デスク	4	台
112	2	学習スペース	LED スタンド	5	台
113	2	学習スペース	壁掛け時計	1	台
114	2	学習スペース	椅子 5種類	87	脚
115	2	キッズスペース	ベビーカー	2	台
116	2	キッズスペース	おむつ替え台、サイドテーブル	3	台
117	2	キッズスペース	紙芝居 舞台	1	台
118	2	キッズスペース	コンパクトペープサート ステージ	1	台
119	2	キッズスペース	ミュージックベル (ハンドベル)	1	式
120	2	キッズスペース	クーゲルバーン・チャイム	1	台
121	2	キッズスペース	アイトイ 木製 ベビーファースト ウォーカー	1	台
122	2	キッズスペース	ハイロースイングラック	2	台

123	2	キッズスペース	クッション	2	個
124	2	キッズスペース	次亜塩素酸 空間除菌脱臭機	1	台
125	2	キッズスペース	電子キーボード	1	台
126	2	キッズスペース	テーブル 2種類	7	台
127	2	キッズスペース	椅子 5種類	30	脚
128	2	キッズスペース	クリスマスツリー	1	個
129	2	キッズスペース	記名台	1	台
130	2	キッズスペース	ベビーサークル	2	台
131	2	キッズスペース	ブロック	1	セット
132	2	キッズスペース	リグノ (貸出用)	1	セット
133	2	事務所	事務所机	2	台
134	2	事務所	事務所机用椅子	8	脚
135	2	事務所	収納キャビネット	5	台
136	2	事務所	収納トレーキャビネット	2	台
137	2	事務所	Mac book Pro	1	台
138	2	事務所	パソコンモニター	1	台
139	2	事務所	液晶モニター	1	台
140	2	事務所	外付けハードディスク	1	台
141	2	事務所	電子ペン	1	本
142	2	事務所	ワコム ペンタブレット	1	台
143	2	事務所	モノクロプリンター	1	台
144	2	事務所	ボイスレコーダー	1	台
145	2	事務所	デジタル一眼カメラ	1	台
146	2	事務所	デジタル一眼カメラ ズームレンズキット	1	式
147	2	事務所	ジンバル (一眼レフ/ミラーレス対応)	1	台

148	2	事務所	レンズ（ズーム/望遠）	2	台
149	2	事務所	ビデオカメラ	1	台
150	2	事務所	インカム（イヤホンマイク付）	10	台
151	2	事務所	冷蔵庫	1	台
152	2	事務所	電子レンジ	1	台
153	2	事務所	ホワイトボード	1	台
154	2	事務所	月予定表	1	台
155	2	事務所	行動予定表	1	台
156	2	事務所	コートハンガー	1	台
157	2	事務所	ロッカー	3	台
158	2	事務所	傘立て	1	台
159	2	事務所	コードレスドライバー	1	台
160	2	事務所	空気清浄機 加湿機能付	1	台
161	2	事務所	救急箱	1	台
162	2	事務所	金庫	1	台
163	2	事務所	キーボックス	2	台
164	2	事務所	エンゲルス 自動紙幣計数機	1	台
165	2	事務所	テプラ	1	台
166	2	事務所	ラミネーター	1	台
167	2	事務所	シュレッダー	1	台
168	2	事務所	穴あけパンチ	1	台
169	2	事務所	SD カード	2	枚
170	2	休憩室	収納キャビネット	8	台
171	2	休憩室	ホワイトボード	1	台
172	2	休憩室	軽量棚 オープン型	2	連

173	2	休憩室	椅子	9	脚
174	1・2	館内備品	傘ポン	3	台
175	1・2	館内備品	ノータッチ式ディスペンサー	5	台
176	1・2	館内備品	ノータッチ式ディスペンサー設置台	2	台
177	1・2	館内備品	車椅子	2	台
178	1・2	館内備品	踏み台	4	台
179	1・2	館内備品	ペーパーハンガー	1	台
180	1・2	館内備品	パンフレットスタンド	3	台
181	1・2	館内備品	ブックトラック	2	台
182	1・2	館内備品	自立式ブラックボード	5	台
183	1・2	館内備品	椅子 2種類	12	脚
184	1	館外備品	バリケードサイン	4	台
185	1	館外備品	アームチェア	40	脚
186	1	館外備品	セラミックテーブル	10	台
187	1	館外備品	宅配ボックス	1	台

## 資料5

## 基本的な責任分担表

項 目	委託者	受託者
① 施設の維持管理		○
② 施設内機械設備の維持管理		○
③ 施設内備品の維持管理		○
④ 利用料金	○	○
⑤ 許可権限のある施設の使用許可等		○
⑥ 施設の小規模修繕 ※		○
⑦ 施設の大規模修繕	○	
⑧ 事故・火災等による施設及び施設備品の修繕	○	○
⑨ 使用者の被災・損害	○	○
⑩ 施設に係る各種保険加入等	○	○
⑪ 包括的管理責任	○	
⑫ 災害時その他公の施設としての占有使用又は老朽化等の原因により使用不能となったときの利用料金収入の補償	○ (保険等)	○

※ 施設等の修繕については、通常の維持管理の範疇にある小規模修繕（1件あたりの金額が消費税及び地方消費税を含む30万円以下）は、指定管理料で対応すること。

## 資料6

## リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
賃金・物価変動リスク	賃金・物価変動に伴う増加については、スライド制度に基づき決定		
金利変動リスク	金利の変動に伴う経費の増		○
住民対応リスク	施設の設置や存廃に係る住民対応	○	
	施設管理、運営に係る住民対応		○
	上記以外	両者の協議による	
環境リスク	市の要求に起因する環境問題（騒音・振動）等	○	
	指定管理者が行う管理に起因する環境問題		○
法令変更リスク	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立	○	
	当事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法の成立		○
税制変更リスク	消費税の税率変更に伴う経費の増加	○	
	上記以外の広く一般的に適用される税制、税率の変更に伴う経費の増加		○
政策変更リスク	行政上の理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力を除く）		○
不可抗力リスク	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	

自主事業リスク	自主事業の実施及び運営に係るリスク		○
需要変動リスク	利用者数などの需要変動		○
施設・設備損傷リスク	通常の使用による施設・設備等の損傷に伴う維持管理・補修費用の増加等		○
	日常的な維持管理の瑕疵に基づく維持管理・補修費用の増加等		○
	経年劣化によるもの（消費税及び地方消費税を含む1件30万円以下のもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（消費税及び地方消費税を含む1件30万円以下のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外）	両者の協議による	
維持管理費リスク	市の指示による維持管理費の増大	○	
	上記以外の要因による維持管理費の増大		○
許認可リスク	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
備品等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（消費税及び地方消費税を含む1件30万円以下のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外）	両者の協議による	
第三者への賠償リスク	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○

	市に起因する事故により第三者に損害を与えた場合	○	
	上記以外のもの	両者の協議による	
セキュリティリスク	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了後の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務廃止の場合における事業者の撤収費用		○

# 市民総合賠償補償保険のあらまし

全国市長会

## 保険制度の仕組みと構成

全国市長会が加入市を被保険者とする団体保険契約を損害保険会社4社（幹事保険会社損害保険ジャパン株式会社）と締結して実施するものです。

本保険制度は、「賠償責任保険」と「補償保険」により構成されており、「個人情報漏えい特約」「サイバー特約」も付帯することができます。

## 対象となる損害

### (1) 賠償責任保険

市が次の①②③の事故により、住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または住民等第三者の財物を損壊した場合において、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- ① 市が所有、使用、管理する自治体施設の瑕疵
- ② 市の自治体業務遂行上の過失
- ③ 市の福祉施設（※）、保養施設、放課後子どもプラン、学童保育、一時保育等において提供される生産物

（※）医療施設を除き介護保険事業施設を含みます。以下同様とします。

市民総合保険における賠償責任保険では、市に発生した法律上の賠償責任を対象としますが、加入市が構成員となる一部事務組合や広域連合や、市から業務委託を受けた私人（有償ボランティアを含む）が負う法律上の賠償責任も対象となります。この場合、保険料分担金を別途負担する必要はありません。

(ア) 保険の対象とする施設（市等施設）

	施 設	名称（約款上の定義）
市施設 右記に掲げる施設を市施設といたします。 なお、右記に掲げる施設には、当該施設のほか、施設の敷地内の附属施設を含み、かつ、施設および附属施設内の動産も含まれます。	1. 庁 舎 2. 福 祉 施 設  3. 保 養 施 設 4. 文 化 施 設  5. スポーツ施設  6. 産 業 施 設  7. 生活環境施設 8. 公 園 9. 港 湾・漁 港 10. その他の施設	○本庁舎、支所、出張所、消防署等の庁舎 ○児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、授産施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館および保健センター・特別養護老人ホーム等介護保険事業施設（医療施設は除きます。）等の福祉施設 ○国民宿舎等の保養施設 ○市民会館、公会堂、公民館、図書館、博物館等の文化施設 ○体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等のスポーツ施設 ○農林水産物加工施設、産業振興センター、園芸センター、集出荷施設等の産業施設 ○廃棄物処理施設等の生活環境施設 ○公園、児童公園 ○港湾施設および漁港施設 ○その他の建造物および工作物
(対象から除外する施設)	医 療 施 設 住 宅 施 設  学 校 施 設(注1)  保 育 所(注1) 道 路(注2)  上下水道施設(注3)	○病院、診療所等の医療施設 ○公営住宅等の住宅施設（居住のために建てられた建物部分のみ） ○幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校等の学校 ○児童福祉法に定める保育所 ○道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道およびその他の道路 ○上水道、下水道の施設

(注1) 学校施設、保育所については全国市長会学校災害賠償補償保険で対象となります。

(注2) 道路については公益社団法人全国市有物件災害共済会道路賠償責任保険で対象となります。

(注3) 上水道施設については公益社団法人日本水道協会水道賠償責任保険、下水道施設については公益社団法人日本下水道協会下水道賠償責任保険で対象となります。

(イ) 保険の対象とする業務（自治体業務）

	業務の種類	備考
市業務	1. 市等施設の保守・管理業務 2. 社会福祉業務 3. 社会教育業務 4. 社会体育業務 5. その他市の行う業務 (注1)	{ 介護保険法に基づく介護保険事業に係わる業務も含まれます（医療業務は除きます）。 { 市が主催・共催する行事 例えば社会奉仕活動（ボランティア活動）、市民参加の清掃事業、祭礼等
(対象としない業務)	1. 許可、認可、命令その他の行政処分 2. 工事発注、施工等の業務 3. 医療業務 4. 消防、救急、治安または災害救助の業務 5. 治山・治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良事業、保全開発業務、またはそれらの企画、立案、策定に関する業務 6. 強制執行または即時強制 7. 学校業務・保育業務（注2） 8. 予防接種業務（注3） 9. 道路業務（注4） 10. 上・下水道業務（注5）	

(注1) 公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度と本保険との関係  
 日本消防協会共済制度の損害賠償死亡・傷害一時金が適用になる事故で本賠償保険と競合する場合は、まず共済制度を適用し、本保険はその上乘せとなります。

日本消防協会の災害補償、療養補償、休業補償と本保険とは併給されます。

(注2) 学校業務・保育業務については、全国市長会学校災害賠償補償保険で対象となります。

(注3) 予防接種業務については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険で対象となります。

(注4) 道路業務については公益社団法人全国市有物件災害共済会道路賠償責任保険で対象となります。

(注5) 上水道業務については公益社団法人日本水道協会水道賠償責任保険、下水道業務については公益社団法人日本下水道協会下水道賠償責任保険で対象となります。

(ウ) 保険の対象とする生産物（自治体生産物）

生産物の種類	
自治体生産物 右記に掲げる 生産物を自治体 生産物という。	1. 福祉施設（介護保険事業施設を含みます。ただし医療施設は除きます。）において提供される飲食物 2. 保養施設において生産、販売または提供される飲食物またはその他の製品 3. 放課後子どもプラン（学校管理下の場合を除きます。）、一時保育および学童保育において提供される飲食物

(2) 賠償責任保険（個人情報漏えい特約）

市の業務遂行に関して個人情報漏えいが生じたこと、またはそのおそれが生じたことに起因して、日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、市が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

また、個人情報漏えい発生時の対応にかかる次の①から⑩の費用に対して保険金を支払います。

- ① 市が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等による謝罪のための会見、発表、広告等に要した費用
  - ② 事故原因調査および再現実験に要する費用
  - ③ 本人もしくはその家族への謝罪文の作成、送付等の通信費用、コールセンター費用、見舞品の送付費用
  - ④ 事故の対応または解決のために支出した交通費、出張費および宿泊費
  - ⑤ 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために要する費用
  - ⑥ 事故の拡大防止に努めるために要した費用
  - ⑦ 弁護士等への相談費用
  - ⑧ 市がその事故について他人に損害賠償の請求ができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用
  - ⑨ 個人情報を漏えいさせられた、またはそのおそれがある本人に対して配布する見舞品を購入した場合の費用（送付先1件あたり500円限度）  
※見舞金は対象外です。
  - ⑩ 上記の各種措置・請求の履行・原因の調査を行うために有益な第三者のコンサルティング、類似の指導等を受けるために要した費用
- 但し以下の措置により漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかとなった場合にかぎり、
1. 被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
  2. 本人またはその家族への謝罪文の送付
  3. 他の行政庁または警察への届出

(ア) 対象となる個人情報

個人に関する情報であって、次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。

- ① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（注1）により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。
- ② 個人識別符号（注2）が含まれるもの。

（注1）その他の記述等

文書、図面もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。

（注2）個人識別符号

個人情報の保護に関する法律施行令第1条に定めるものをいいます。

（例）マイナンバー、運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号、保険証番号等

(イ) 対象外となる業務

- ・ 医療業務（予防接種業務・健診等業務は個人情報漏えい特約の対象となります。）
- ・ 上・下水道業務

(ウ) 個人情報漏えい事故の発生と、個人情報漏えい事実の判明、損害賠償請求の時期について

損害賠償請求時点に加入している、個人情報漏えい特約の付帯した内容にしたがって、保険金が支払われます。ただし、初めて個人情報漏えい特約を付帯した時点において、市で認知していた漏えい事故に関しては対象となりません。

(3) 賠償責任保険（サイバー特約）

市の業務遂行に関して、次の①～④の事由に起因して、市に対して損害賠償請求がなされたことにより、市が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害、および事故の原因調査から解決・再発防止までの費用に対して保険金を支払います。

(ア) 保険の対象となる事由

① サイバー攻撃

不正アクセスやD o S攻撃(注1)、データの改ざん・破壊など被保険者システムに対する外部からの攻撃

② 情報(注2)の漏えいまたはそのおそれ

被保険者の業務における情報の漏えい、またはそのおそれによる損害

③ デジタルコンテンツ不当事由

デジタルコンテンツ(注3)の使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など

④ I Tユーザー業務

①から③以外の市の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由による損害

(注1) 大量のデータを送り付けることで、システムを正常に稼働できない状態にすること。1か所から攻撃することをDoS攻撃、複数個所から攻撃することをDDoS攻撃と言います。

(注2) 個人情報・法人情報の漏えいまたはそのおそれが対象となります。

(注3) 人の知覚で認識可能な形式で構成され、コンピュータシステム上で表現されているテキスト、サウンド、グラフィック、画像、動画等をいい、それらの構成の元となるソフトウェアまたは電子データを含みません。

(イ) 対象外となる業務

- ・医療業務（予防接種業務・健診等業務はサイバー特約の対象となります。）
- ・上・下水道業務

(4) 補償保険

市行事の遂行中に当該行事参加の住民等第三者が死亡または身体障害（後遺障害を伴うものにかぎります。）もしくは入院・通院を伴う傷害を被った場合、市の賠償責任の有無に関係なく、市が制定する「市民総合災害補償規則」に基づいて、当該被災者に支払う補償費用に対して保険金を支払います。

〔対象とする市行事等〕

- ① 市が主催・共催する社会体育活動、社会教育活動、社会福祉活動、生涯学習活動
- ② その他市が主催・共催し、住民が参加する行事等

(注) 平成17年度から市の選挙管理委員会が設置した投票所における事故について、補償の対象とすることを明確化しました。

また、市の管理下で社会奉仕活動（ボランティア活動）を行う団体または個人の活動中の事故や、市から業務委託を受けた私人（有償ボランティアを含む）の業務中の事故も対象となります。（保険約款上、故意・病気・自然変象・変乱暴動・公務災害などによる災害は対象になりませんのでご注意ください。）

## 契約類型と保険金額（支払限度額）

次の8種類（1型～4型、5型①、5型②、6型①、6型②）から契約類型を選択してください。また、賠償責任保険の契約類型（A型～F型）と死亡・後遺障害補償保険金の口数（1口～10口）を決定してください。

<市民総合賠償補償保険>

契約類型	賠償責任保険	補償保険		
		死亡・後遺障害保険金	入院補償保険金	通院補償保険金
1型	A型～F型より選択			
2型	A型～F型より選択	1口：死亡100万円、後遺障害4%～100% （1口100万円～5口500万円まで）		
3型	A型～F型より選択	1口：死亡100万円、後遺障害4%～100% （1口100万円～5口500万円まで）	入院日数に応じ 1万円～5万円	
4型	A型～F型より選択	1口：死亡100万円、後遺障害4%～100% （1口100万円～5口500万円まで）	入院日数に応じ 1万円～15万円	
5型	① A型～F型より選択	1口：死亡100万円、後遺障害4%～100% （1口100万円～5口500万円まで）	入院日数に応じ 1万円～15万円	通院日数に応じ1万円～6万円 （ただし、通院日数6日以上にかぎる）
	② A型～F型より選択			通院日数に応じ5千円～6万円 （通院日数1日～5日は5千円）
6型	① A型～F型より選択	1口：死亡100万円、後遺障害4%～100% （1口100万円～10口1,000万円まで）	入院日数に応じ 2万円～30万円	通院日数に応じ2万円～12万円 （ただし、通院日数6日以上にかぎる）
	② A型～F型より選択			通院日数に応じ5千円～12万円 （通院日数1日～5日は5千円）

### 【賠償責任保険】

契約類型		A型	B型	C型	D型	E型	F型
保険金額 （支払限度額）	身体賠償	1名につき	2,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	1億5千万円
		1事故につき	2億円	3億円	5億円	10億円	15億円
	財物賠償	1事故につき	1,000万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円
自己負担額 （免責金額）	1事故につき	なし					

### 【個人情報漏えい特約】

損害賠償金	年間支払限度額	2億円
対応費用	1事故支払限度額	1,000万円
	年間支払い限度額	3,000万円

### 【サイバー特約】

損害賠償金	年間支払限度額	2億円
対応費用	1事故・年間支払限度額	3,000万円

- (注1) ただし、福祉施設、保養施設等にて提供する自治体生産物の事故についての1年間の総支払限度額は、1事故の支払限度額と同額となります。
- (注2) 個人情報漏えい特約の対応費用には、損害額に対し、90%を乗じた額を保険金としてお支払いします。
- (注3) サイバー特約にご加入いただく場合は、個人情報漏えい特約がサイバー特約に切り替わります。
- (注4) サイバー特約の対応費用保険金は、賠償責任保険金の内枠となり、賠償責任保険金と対応費用保険金を合算して2億円が支払い限度額となります。

〈入院補償保険金・通院補償保険金の保険金額〉

3 型	
入院補償保険金	
入院日数	保険金額
1日～15日	10,000円
16日～30日	20,000円
31日～60日	30,000円
61日～90日	40,000円
91日以上	50,000円

4 型	
入院補償保険金	
入院日数	保険金額
1日～5日	10,000円
6日～15日	30,000円
16日～30日	60,000円
31日～60日	90,000円
61日～90日	120,000円
91日以上	150,000円

5 型 ①			
入院補償保険金		通院補償保険金	
入院日数	保険金額	通院日数	保険金額
1日～5日	10,000円	6日～15日	10,000円
6日～15日	30,000円	16日～30日	30,000円
16日～30日	60,000円	31日～60日	45,000円
31日～60日	90,000円	61日以上	60,000円
61日～90日	120,000円		
91日以上	150,000円		

5 型 ②			
入院補償保険金		通院補償保険金	
入院日数	保険金額	通院日数	保険金額
1日～5日	10,000円	1日～5日	5,000円
6日～15日	30,000円	6日～15日	10,000円
16日～30日	60,000円	16日～30日	30,000円
31日～60日	90,000円	31日～60日	45,000円
61日～90日	120,000円	61日以上	60,000円
91日以上	150,000円		

6 型 ①			
入院補償保険金		通院補償保険金	
入院日数	保険金額	通院日数	保険金額
1日～5日	20,000円	6日～15日	20,000円
6日～15日	60,000円	16日～30日	60,000円
16日～30日	120,000円	31日～60日	90,000円
31日～60日	180,000円	61日以上	120,000円
61日～90日	240,000円		
91日以上	300,000円		

6 型 ②			
入院補償保険金		通院補償保険金	
入院日数	保険金額	通院日数	保険金額
1日～5日	20,000円	1日～5日	5,000円
6日～15日	60,000円	6日～15日	20,000円
16日～30日	120,000円	16日～30日	60,000円
31日～60日	180,000円	31日～60日	90,000円
61日～90日	240,000円	61日以上	120,000円
91日以上	300,000円		

## 保険料分担金の算出

### 1. 基本保険料分担金率表（個人情報漏えい特約を含みます。）

契約類型		賠償責任保険					
		A型	B型	C型	D型	E型	F型
1型	—	5.95円	6.37円	7.08円	8.38円	9.47円	10.37円
2型	1口	6.85円	7.27円	7.98円	9.28円	10.37円	11.27円
	2口	7.75円	8.17円	8.88円	10.18円	11.27円	12.17円
	3口	8.65円	9.07円	9.78円	11.08円	12.17円	13.07円
	4口	9.55円	9.97円	10.68円	11.98円	13.07円	13.97円
	5口	10.45円	10.87円	11.58円	12.88円	13.97円	14.87円
3型	1口	7.47円	7.89円	8.60円	9.90円	10.99円	11.89円
	2口	8.37円	8.79円	9.50円	10.80円	11.89円	12.79円
	3口	9.27円	9.69円	10.40円	11.70円	12.79円	13.69円
	4口	10.17円	10.59円	11.30円	12.60円	13.69円	14.59円
	5口	11.07円	11.49円	12.20円	13.50円	14.59円	15.49円
4型	1口	8.63円	9.05円	9.76円	11.06円	12.15円	13.05円
	2口	9.53円	9.95円	10.66円	11.96円	13.05円	13.95円
	3口	10.43円	10.85円	11.56円	12.86円	13.95円	14.85円
	4口	11.33円	11.75円	12.46円	13.76円	14.85円	15.75円
	5口	12.23円	12.65円	13.36円	14.66円	15.75円	16.65円
5型①	1口	10.63円	11.05円	11.76円	13.06円	14.15円	15.05円
	2口	11.53円	11.95円	12.66円	13.96円	15.05円	15.95円
	3口	12.43円	12.85円	13.56円	14.86円	15.95円	16.85円
	4口	13.33円	13.75円	14.46円	15.76円	16.85円	17.75円
	5口	14.23円	14.65円	15.36円	16.66円	17.75円	18.65円
5型②	1口	11.43円	11.85円	12.56円	13.86円	14.95円	15.85円
	2口	12.33円	12.75円	13.46円	14.76円	15.85円	16.75円
	3口	13.23円	13.65円	14.36円	15.66円	16.75円	17.65円
	4口	14.13円	14.55円	15.26円	16.56円	17.65円	18.55円
	5口	15.03円	15.45円	16.16円	17.46円	18.55円	19.45円
6型①	1口	14.41円	14.83円	15.54円	16.84円	17.93円	18.83円
	2口	15.31円	15.73円	16.44円	17.74円	18.83円	19.73円
	3口	16.21円	16.63円	17.34円	18.64円	19.73円	20.63円
	4口	17.11円	17.53円	18.24円	19.54円	20.63円	21.53円
	5口	18.01円	18.43円	19.14円	20.44円	21.53円	22.43円
6型②	1口	15.21円	15.63円	16.34円	17.64円	18.73円	19.63円
	2口	16.11円	16.53円	17.24円	18.54円	19.63円	20.53円
	3口	17.01円	17.43円	18.14円	19.44円	20.53円	21.43円
	4口	17.91円	18.33円	19.04円	20.34円	21.43円	22.33円
	5口	18.81円	19.23円	19.94円	21.24円	22.33円	23.23円
	10口	23.31円	23.73円	24.44円	25.74円	26.83円	27.73円

※上記分担金率には、「個人情報漏えい特約」の保険料（住民1人あたり2.8円）が含まれています。  
「個人情報漏えい特約」は任意付帯のため、付帯しない場合は、上記分担金率から一律2.8円を差し引いてください。

### 2. サイバー特約

※サイバー特約の保険料分担金は住民1名4.2円（人口5万人まで）を基本とし、それ以上の人口数は保険料が逓減します。

住民1人あたりの保険料分担金率		計 算 式
5万人まで	4.2円	例えば人口 22,222 人の市が本特約を付帯する場合の保険料分担金は $22,222 \times 4.2 \text{円} = 93,332.4 \rightarrow 93,332 \text{円}$ （円未満切捨て）
5万人超～ 50万人まで	2.2円	例えば人口 333,333人の市が本特約を付帯する場合の保険料分担金は $50,000 \text{人} \times 4.2 \text{円} = 210,000 \text{円} \dots \textcircled{1}$ $(333,333 \text{人} - 50,000 \text{人}) \times 2.2 \text{円} = 623,332.6 \text{円} \rightarrow 623,332 \text{円}$ （円未満切捨て） $\dots \textcircled{2}$ $\textcircled{1} + \textcircled{2} = 833,332 \text{円}$ となります。
50万人超～	1.2円	例えば人口777,777人の市が本特約を付帯する場合の保険料分担金は $50,000 \text{人} \times 4.2 \text{円} = 210,000 \text{円} \dots \textcircled{1}$ $(500,000 \text{人} - 50,000 \text{人}) \times 2.2 \text{円} = 990,000 \text{円} \dots \textcircled{2}$ $(777,777 \text{人} - 500,000 \text{人}) \times 1.2 \text{円} = 333,332.4 \text{円} \rightarrow 333,332 \text{円}$ （円未満切捨て） $\dots \textcircled{3}$ $\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 1,533,332 \text{円}$ となります。

※サイバー特約にご加入いただく場合の保険料分担金は、1.基本保険料分担金料率表に記載の個人情報漏えい特約2.8円を含む分担金料率に、サイバー特約分担金料率を追加してください。

本保険に加入する市は、加入時点で把握される最新の「住民基本台帳」に基づく人口総数（外国人を含みます。）に保険料分担金率を乗じて算出してください。

(注1) 算出方法は、例えば契約類型「5型①(3口):E型個人情報漏えい特約付帯」に加入すれば、当該市の人口

65,856人の場合の1年間の保険料分担金は

$65,856人 \times 15.95円 = 1,050,403円$  (円未満切捨て)となります。

(注2) 加入後、当該市の人口に増減があったとしてもその年度における保険料分担金の精算は行いません。ただし、市町村合併の場合は、合併による人口増加分をご精算ください。

なお、予算措置等のやむを得ない事情により中途加入する場合は、未経過月数の額、また、当初加入していた契約類型を後日変更する場合は、変更後の契約類型と変更前の契約類型との差額を変更日から満期日まで月割計算した金額を精算していただきます。

## 保険期間

毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までの1年間です。なお、保険期間の途中で加入する場合には、全国市長会が加入依頼書を受付けた日の午後4時から保険期間終了日の午後12時までとなります。

## 加入手続

本保険に加入する市は、「WEB」または「加入依頼書」を用いて、保険期間開始前までに加入手続を行い、保険期間開始後1か月以内までに、全国市長会の市民総合賠償補償保険の専用口座あてに保険料分担金を送金してください。

全国市長会は、本保険契約の適切な運営を目的として、本保険契約に関する個人情報（加入依頼書に記載された市長名、担当課の名称・電話番号・担当者氏名）を利用し、また、引受保険会社（幹事）である損害保険ジャパンに提供します。

損害保険ジャパンは、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約の履行、損害保険等損害保険ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入市および被保険者の保険金請求情報等を全国市長会に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損害保険ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧くださいか、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせ願います。

加入市は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## 事故が発生した場合

○事故が発生した場合、すみやかに最寄りの損害保険ジャパン保険金サービス課へ連絡し相談してください。

連絡先は、12ページの「事故発生時の連絡先一覧表」の中から対応する事故連絡先をお選びください。

連絡は、「全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入している市であり、今回事故が発生した。損害調査の係に連絡したい。」旨申し出てください。

○その際に、事故報告についてあらかじめ調査可能のものは調査しておいてください。

なお、保険会社は当該市の承諾がないかぎり、保険の内容、事故の内容等について一切外部にもらすことはありません。

○賠償事故の場合は必ず保険会社と相談して示談を進めるようにしてください。

もし、相談せずに市独自で示談を行った場合、その示談金がそのまま保険金として支払われない場合もありますのでご注意ください。

○賠償保険金として支払の対象となるものは次のとおりです。

- ① 被害者に対する損害賠償金（示談金または判決額）
- ② 損害防止軽減・緊急措置に要した費用
- ③ 争訟費用・第三者に対する求償権の保全に要した費用 など

# 制度に関する問い合わせ先一覧 (損害保険ジャパン国内営業担当店)

●ご質問、ご相談等は、下記の最寄りの損害保険ジャパン支店、支社にご照会ください。

(令和5年1月現在)

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

	電話番号	FAX番号		電話番号	FAX番号
本社 団体・公務開発部第三課			福井支店法人支社		
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1	03-3349-5408	03-6388-0162	〒910-8528 福井市中央3-6-2	0776-24-0204	0776-84-2390
札幌支店法人第一支社			大阪金融公務部第一課		
〒060-8552 札幌市中央区北1条西6-2	011-281-6144	011-210-6308	〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-1050	06-6449-1388
秋田支店法人支社			京都支店法人支社		
〒010-0921 秋田市大町3-3-15	018-862-4463	018-864-8538	〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町671	075-252-1016	075-283-0135
青森支店青森支社			滋賀支店法人支社		
〒030-0801 青森市新町1-1-14	017-773-4411	017-777-0505	〒520-0806 大津市打出浜3-20	077-523-3185	077-522-2078
山形支店山形支社			奈良支店奈良支社		
〒990-0023 山形市松波1-1-1	023-623-7030	023-633-0350	〒630-8115 奈良市大宮町6-2-8	0742-34-9111	0742-34-9779
仙台支店法人第一支社			和歌山支店和歌山中央支社		
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35	022-298-1352	022-298-2271	〒640-8331 和歌山市美国町3-32-1	073-433-0400	073-431-3479
岩手支店盛岡支社			神戸支店法人第一支社		
〒020-0021 盛岡市中央通2-11-17	019-653-4141	019-653-3427	〒650-8501 神戸市中央区茶町通3-3-17	078-333-2595	078-333-2674
福島支店福島支社			広島支店法人第一支社		
〒960-8105 福島市仲間町9-16	024-523-1310	024-523-4717	〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-29	082-243-6201	082-542-5597
茨城支店法人支社			山陰支店鳥取支社		
〒310-0021 水戸市南町2-6-13	029-231-8043	029-221-8047	〒680-0822 鳥取市今町2-112	0857-23-3301	0857-27-1510
栃木支店法人支社			山陰支店松江支社		
〒320-0811 宇都宮市大通り1-1-11	028-627-8071	028-627-0067	〒690-0007 松江市御手船場町549-1	0852-21-9700	0852-27-7841
群馬支店法人支社			山口支店法人支社		
〒371-0023 前橋市本町1-4-4	027-223-5111	027-243-6153	〒750-0018 下関市豊前田町2-8-10	083-231-3580	083-223-8401
山梨支店法人支社			岡山支店法人支社		
〒400-0858 甲府市相生1-4-23	055-233-7837	055-233-5135	〒700-0913 岡山市北区大供1-2-10	086-225-1045	086-225-1220
長野支店長野法人支社			高松支店法人支社		
〒380-0816 長野市三輪武井1313-11	026-235-8126	026-235-8064	〒760-0027 高松市紺屋町1-6	087-825-0915	087-825-0910
新潟支店法人支社			徳島支店法人支社		
〒950-8661 新潟市中央区万代1-4-33	025-244-5181	025-244-5177	〒770-0939 徳島市かちどき橋1-25	088-655-9637	088-655-9630
西東京支店法人支社			愛媛支店法人支社		
〒190-0012 立川市曙町2-41-19	042-526-8036	042-528-1687	〒790-0011 松山市千舟町4-6-3	089-943-1917	089-933-9582
埼玉中央支店法人支社			高知支店高知中央支社		
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-82-1	048-648-6010	048-648-6011	〒780-0870 高知市本町2-1-6	088-822-6205	088-822-5364
千葉支店法人支社			福岡支店営業第一課		
〒260-8505 千葉市中央区千葉港8-4	043-243-3086	043-243-3064	〒812-8668 福岡市博多区博多駅前2-5-17	092-481-5310	092-414-9871
横浜支店営業第一課			佐賀支店佐賀支社		
〒231-0007 横浜市中区弁天通5-70	045-661-2713	045-201-7252	〒840-0804 佐賀市神野東1-3-18	0952-23-8171	0952-23-0394
静岡法人営業部静岡法人支社			長崎支店長崎支社		
〒420-0031 静岡市葵区泉殿町1-1-2	054-254-2411	054-251-7824	〒850-0033 長崎市万才町3-16	095-826-7222	095-826-7213
名古屋企業営業部金融公務室			熊本支店法人支社		
〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-22-21	052-953-3894	052-953-3695	〒860-0805 熊本市中央区桜町3番50	096-326-9355	096-322-6108
岐阜支店法人支社			大分支店法人支社		
〒500-8685 岐阜市金町5-20	058-266-8625	058-266-4038	〒870-0027 大分市末広町2-10-22	097-538-1510	097-532-7940
三重支店津支社			宮崎支店法人支社		
〒514-0004 津市栄町3-115	059-226-3011	059-228-4397	〒880-0805 宮崎市橘通東5-3-10	0985-27-8351	0985-26-6112
金沢支店法人支社			鹿児島支店法人支社		
〒920-8558 金沢市香林坊1-2-21	076-262-2507	076-232-1195	〒890-0053 鹿児島市中央町11番地	099-812-7504	099-251-1025
富山支店法人支社			沖縄支店法人支社		
〒930-0029 富山市本町3-21	076-444-5005	076-444-5010	〒900-0015 那覇市久茂地3-21-1	098-861-4577	098-864-1580

[ 引 発 幹 事 保 険 会 社 ] 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5408 受付時間：平日午前9時から午後5時まで

[ 取 扱 代 理 店 ] アーバン企画  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 TEL 03-5275-0961 受付時間：平日午前9時から午後5時まで  
全国都市会館7階

# 事故発生時の連絡先一覧

## (損害保険ジャパン保険金サービス課)

事故が発生した際は、すみやかに最寄りの損害保険ジャパン保険金サービス課までご連絡ください。

(令和5年1月現在)

地域	県名	担当保険金サービス課	〒	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	北海道	北海道火災新種保険金サービス第一課	060-8552	札幌市中央区北1条西6-2-8 F	(011)222-4011	(011)251-5894
東北	青森	青森保険金サービス課	030-0801	青森市新町1-1-14-6 F	(017)773-2717	(017)773-4420
	岩手	盛岡保険金サービス課	020-0021	盛岡市中央通2-11-17-5 F	(019)653-4145	(019)653-2687
	宮城	仙台火災新種保険金サービス課	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-7-35-6 F	(022)298-2280	(022)298-2290
	秋田	秋田保険金サービス課	010-0921	秋田市大町3-3-15-4 F	(018)862-8434	(018)863-7924
	山形	山形保険金サービス課	990-0025	山形市松波1-1-1	(023)624-1735	(023)625-0020
	福島	郡山保険金サービス課	963-8878	郡山市堤下町9-4	(024)922-2078	(024)923-2191
関東	茨城	茨城火災新種保険金サービス課	310-0021	水戸市南町2-6-13-6 F	(029)302-5161	(029)231-8354
	栃木	栃木保険金サービス課	320-0811	栃木県宇都宮市大通り1-1-11-3 F	(028)627-8195	(028)624-5738
	群馬	群馬保険金サービス課	371-0023	前橋市本町2-11-2-7 F	(027)223-5095	(027)221-1200
	埼玉	埼玉火災新種保険金サービス課	330-0854	さいたま市大宮区桜木町4-82-1-2 F	(048)648-6006	(048)647-5869
	千葉	千葉火災新種保険金サービス課	260-8560	千葉市中央区弁天1-15-3-3 F	(043)252-1800	(043)252-1836
	東京	団体保険金サービス第二課	160-8338	新宿区西新宿1-26-1-5 F	(03)3349-5255	(03)3344-5881
	神奈川	神奈川火災新種保険金サービス第一課	231-8422	横浜市中区本町2-12-4 F	(045)661-2626	(045)201-2061
信越	山梨	山梨保険金サービス第一課	400-0031	甲府市丸の内1-12-4-3 F	(055)237-7289	(055)233-2191
	新潟	新潟火災新種保険金サービス課	950-8661	新潟市中央区万代1-4-33-5 F	(025)244-5191	(025)244-8130
	富山	富山保険金サービス課	930-0029	富山市本町3-21-2 F	(076)441-3375	(076)433-2050
	石川	金沢火災新種保険金サービス課	920-8558	金沢市香林坊1-2-21-2 F	(076)232-2434	(076)232-2193
	福井	福井保険金サービス第一課	910-8528	福井市中央3-6-2-2 F	(0776)21-6128	(0776)84-0153
東海	長野	長野保険金サービス課	380-0824	長野市南石堂町1293-6 F	(026)228-7331	(026)228-7341
	岐阜	松本保険金サービス課	390-0874	松本市大手3-4-5-2 F	(0263)33-3114	(0263)37-0452
	愛知	愛知火災新種保険金サービス第二課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21-14 F	(052)953-3903	(052)953-3092
	三重	静岡火災新種保険金サービス課	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2-10 F	(054)254-1291	(054)254-3529
近畿	滋賀	愛知火災新種保険金サービス第一課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21-14 F	(052)953-3911	(052)953-3691
	京都	愛知火災新種保険金サービス第一課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21-14 F	(052)953-3911	(052)953-3691
	大阪	京都火災新種保険金サービス課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本堂寺前町801	(075)343-6717	(075)343-6727
	兵庫	京都火災新種保険金サービス課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本堂寺前町801	(075)343-6717	(075)343-6727
	奈良	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪府中央区北久宝寺町3-6-1	(06)4704-2238	(06)4704-2403
	和歌山	兵庫火災新種保険金サービス課	650-0023	神戸市中央区栄町通4-2-16	(078)371-1017	(078)371-1026
中国	鳥取	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪府中央区北久宝寺町3-6-1	(06)4704-2238	(06)4704-2403
	島根	和歌山火災新種保険金サービス第三課	541-0057	和歌山府中央区北久宝寺町3-6-1	(06)4704-2238	(06)4704-2403
	岡山	松江保険金サービス課	690-0007	松江府御手船場町549-1	(0852)21-9755	(0852)21-8970
	広島	松江保険金サービス課	690-0007	松江府御手船場町549-1	(0852)21-9755	(0852)21-8970
四国	山口	岡山火災新種保険金サービス課	700-0913	岡山市北区大供1-2-10-2 F	(086)232-3665	(086)223-1565
	徳島	広島火災新種保険金サービス課	730-8710	広島市中区紙屋町1-2-29-9 F	(082)243-6364	(082)243-6147
	香川	下関保険金サービス課	750-0018	下関市豊前田町2-8-10	(083)231-6686	(083)224-0231
	愛媛	高松火災新種保険金サービス課	760-0056	高松市中新町2-8-3 F	(087)833-3273	(087)833-3319
	高知	高松火災新種保険金サービス課	760-0056	高松市中新町2-8-3 F	(087)833-3273	(087)833-3319
九州	福岡	松山保険金サービス第二課	790-0011	松山市千舟町4-6-3-6 F	(089)946-0044	(089)932-0121
	佐賀	高知保険金サービス課	780-0822	高知市はりまや町1-5-1-7 F	(088)880-5057	(088)880-5070
		福岡火災新種保険金サービス課(賠償)	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	(092)481-0910	(092)481-0902
	長崎	福岡傷害保険金サービス課(賠償)	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	(092)481-0930	(092)481-5331
		福岡火災新種保険金サービス課(賠償)	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	(092)481-0910	(092)481-0902
	熊本	福岡傷害保険金サービス課(賠償)	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	(092)481-0930	(092)481-5331
		長崎保険金サービス課	850-0036	長崎市五島町3-25-2 F	(095)821-0090	(095)821-2566
	宮崎	熊本火災新種保険金サービス課	860-0844	熊本市中央区水道町9-31-7 F	(096)326-9020	(096)322-3990
		大分保険金サービス第二課	870-0027	大分市末広町2-10-22-7 F	(097)538-3724	(097)538-3728
	鹿児島	宮崎保険金サービス第一課	880-0805	宮崎市橋通東5-3-10-3 F	(0985)27-7137	(0985)28-1737
鹿児島火災新種保険金サービス課		890-0053	鹿児島市中央町11番地-5 F	(099)812-7512	(099)251-1124	
沖縄	沖縄保険金サービス課	900-0015	那覇市久茂地3-21-1-5 F	(098)862-2091	(098)868-9239	